

行政常任委員会会議録

平成 31 年 2 月 26 日

午前 10 時 30 分開議

委員会室

◎ 日程

1 消防本部

- (1) 平成 30 年中における火災、救急救助等の出動状況について
- (2) 夕張市消防団条例の一部改正について

2 教育委員会

- (1) 夕張市民健康会館に係る指定管理者の指定について
- (2) 平成 31 年度夕張市石炭博物館の営業について
- (3) 夕張市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (4) 夕張市学校給食共同調理場に係る「調理場業務」の外部委託について

3 企画課

- (1) 関係人口創出事業モデル事業の実施結果について

4 産業振興課

- (1) 「HAMAMATUカフェ」について
- (2) 「幸福の黄色いハンカチ想いで広場」の指定管理について
- (3) 道の駅「夕張メロード」について
- (4) 観光推進体制の構築について
- (5) 夕張市企業開発促進条例の一部改正について
- (6) 農業雇用労働力確保対策について

5 建設課

- (1) 夕張市営住宅条例及び賃貸住宅条例の一部改正について

6 土木水道課

- (1) 夕張市水道法施行条例の一部改正について

7 保健福祉課

- (1) 健康増進計画「健康ゆうばり 21」中間評価について

8 市民課

- (1) 夕張市楓生活館の廃止について
- (2) 生活館等 8 施設、千代田コミュニティセンター及びはまなす会館の指定管理について

9 総務課

- (1) 夕張市職員給与条例の一部改正について
- (2) 夕張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部改正について
- (3) 各級選挙投票日における投票終了時刻の繰り上げについて

10 財政課

- (1) 財政再生計画変更について
- (2) 平成30年度補正予算について
- (3) 鹿の谷公衆便所ネーミングライツスポンサーの公募について
- (4) 専決処分について

◎出席委員（8名）

大	山	修	二	君
高	間	澄	子	君
本	田	靖	人	君
小	林	尚	文	君
今	川	和	哉	君
熊	谷	桂	子	君
君	島	孝	夫	君
千	葉		勝	君

◎欠席委員（0名）

【委員長挨拶】

（大山委員長）

それでは、ただいまより、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は8名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、両理事、総務課長のほか、説明員として、教育長、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。消防本部、教育委員会、企画課、産業振興課、建設課、土木水道課、保健福祉課、市民課、総務課、財政課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めてまいります。

【消防本部】

(大山委員長)

それでは、消防本部より報告を受けてまいります。

(消防署長)

おはようございます。

平成 30 年度中における火災、救急救助等の報告をいたします。

資料 1 をごらんください。

資料の網かけ部分が、平成 30 年度中の火災の件数となっております。火災の発生件数は 7 件、そのうち、内訳ですが、建物火災が 3 件、車両火災が 3 件、その他が 1 件となっております。建物火災の焼損程度ですが、3 件とも、ぼやとなっております。り災世帯はありません。負傷者につきましては 2 名となっております。焼損面積以下については、表記のとおりとなっております。

続きまして、資料 2 をごらんください。

まずは救急出動状況を報告いたします。

平成 30 年度中に出動した件数は 546 件、搬送人員は 486 人となっております。前年と比較すると、件数で 19 件、搬送人員で 12 人の増加となっております。

事故種別で見ますと、最も多かったのが急病で 353 件 304 人、次いで一般負傷 96 件 89 人となっております。傷病程度別で見ますと、死亡が 16 人、重症が 93 人、中等症が 200 人、軽症が 177 人となっております。前年と比較すると、死亡と重症が増加、中等症が減少しております。

続きまして、救助の出動状況です。

件数は 4 件、搬送人員は 3 人となっております。内訳が、交通事故 2 件、その他の事故 2 件となっております。

続きまして、ドクターヘリの状況です。

要請件数が 32 件、搬送人員が 10 人となっております。前年と比較すると 7 件の増加となっております。なお、ドクターヘリでの搬送件数が 22 件となっておりますが、天候不良及び日没によるフライト不可が 16 件、次いで別件対応中が 4 件、フライトドクターの判断で救急車での陸送となったのが 2 件となっております。

報告は、以上です。

(消防本部総務課長)

続きまして、資料 3 をごらんいただきたいと思います。夕張市消防団条例の一部改正についてであります。

本条例改正については、夕張市消防団条例第 3 条第 1 項の団員定数を 260

人から 195 人に改正する案です。条例の一部の改正の趣旨としましては、現在の条例定数 260 人に対して実員数は現在 181 人と乖離している現状であることから、各消防分団が管轄する区域の地区人口に基づき、定数を算出したものです。

以上、一部改正についてです。

(大山委員長)

それでは、これより、報告に対する質疑を受けてまいります。

(千葉委員)

消防団条例の一部改正の件なんですけども、区域の人口に基づき改正するとなっているのですけども、人口に対して消防団員の何%とかと、そういう規則等がありますか。

(消防本部総務課長)

今回の条例改正の定数の案としまして、先ほど申し上げましたとおり、地区人口に基づいて取り決めにさせていただきました。地区人口 2,000 人以上の定数は 30 人、地区人口 1,000 人以上 2,000 人未満の定数は 25 人、地区人口 500 人以上 1,000 人未満の定数は 20 人、地区人口 500 人未満の地区の定数は 15 人、なお、女性分団の定数につきましては、女性分団は、夕張市全区域から公募していることから、定数は現状のまま 25 人という形で改定案を示したところであります。

以上です。

(千葉委員)

もう 1 点なんですけども、夕張市消防団条例第 4 条で、夕張市の消防団員については、夕張市民、市住民の中から、満 18 歳以上で常時市内に在住する者を団長が任命するとなっておりますけども、この部分について、夕張市民でなければならない、常時夕張にいないととなると、なかなか団員になる人がいなくなってくると考えられますけども、この辺についての条例改正の考えはあるのかどうなのか、お聞きしたいんですけれども。

(消防本部総務課長)

千葉委員おっしゃるとおり、なかなか、消防団員の確保に関しては、非常に苦慮している現状であります。

ですが、消防団としては、火災とか災害が発生したときに即時対応できるのが消防団員でありますので、この常時市内在住という部分を撤去しますと、なかなか、その即時対応という部分で困難が生じるというふうに考えておりますので、現在においては、団員の確保はしたいんですけれども、ここの部分についての条例の改正というものは考えておりません。

(大山委員長)

よろしいですか。

(千葉委員)

はい。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで消防本部を終わります。

【教育委員会】

(大山委員長)

それでは、続いて、教育委員会より報告を受けてまいります。

(教育長)

改めまして、おはようございます。

教育委員会から、お手元の資料のとおり、報告事項 4 件ございます。この 4 件の報告につきましては、堀主幹からご報告をさせていただきます。

(教育課主幹)

おはようございます。

それでは、説明させていただきます。まずは(1)指定管理者の指定についてご説明いたします。

夕張市民健康会館につきまして、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項第 5 号及び同条例施行規則第 5 条第 1 項第 2 号により、公募によらない方法で市民健康会館運営委員会を指定管理者候補者として選定いたしました。

指定期間は、施設の老朽化などにより、市民健康会館運営委員会と協議の結果、引き続き 1 年更新とし、平成 31 年 4 月 1 日から 1 年間と考えております。

なお、ただいまご説明いたしました指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決が必要となりますことから、第 1 回定例市議会へ提案しようとするものでありますので、ご承知申し上げます。

次に、(2)石炭博物館の営業についてご説明いたします。

昨年 4 月 28 日にリニューアルオープンし、指定管理者による運営がスタートされ、11 月 4 日まで 3 万人を上回る入館者が訪れました。新年度は、4 月 27 日から 11 月 4 日までの通常営業を予定しているところでございます。

基本、毎週火曜日が定休日となりますが、ゴールデンウィーク期間やお盆期間中の定休日は休まず営業され、冬季休館中も団体予約に限り、随時受け入れる予定でございます。

次に、(3)条例の改正についてご説明いたします。1 ページ、資料 1 をごらんください。

学校教育法の一部改正により、専門職大学及び専門職短期大学が新たな大学の種類として追加されます。これに伴い、放課後児童支援員の資格要件を改正いたします。

2 ページをごらんください。

本市においては、国の基準に従い、条例で定めるものであることから、当該改正に合わせ、条例の一部を改正するものでございます。

3 ページ目には、新旧対照表を添付しておりますので、ご確認願います。

次に、(4)夕張市学校給食共同調理場に係る「調理場業務」の外部委託について、ご説明いたします。4 ページ、資料 2 をごらんください。

本市において、給食調理員の高齢化や、相次ぐ退職に伴う人材の確保が非常に困難になってきており、調理員への業務負担が非常に増大してきている状況であります。このままでは、児童生徒への給食の安定した提供が危ぶまれることから、調理業務の外部委託を検討してきたところでございます。外部委託により安定した人材の確保や高い専門性が期待され、安定した給食運営が図られることとなります。

5 ページをごらんください。

調理業務を外部委託するに当たっての条件として、欠員が生じた場合は、遅滞なく、自社職員、もしくは公募により代替職員を配置すること。現在の調理員本人が継続雇用を希望する場合、優先的に雇用すること。調理員の雇用人数は現状の人数を基本とし、調理業務に支障がないよう必要な人数を配置すること。調理員の賃金は、現状と同等以上とすること。通勤手当を支給すること。労働基準法に基づき、有給休暇等を確実にとれる環境を整備すること。給食業務の長期的な安定供給のため、複数年契約等を条件として提示し、安価であっても粗悪な体制で行われることのないよう、プロポーザル方式による入札を実施したいと考えております。

スケジュールについては記載のとおりですが、業者による給食提供は、2 学期から実施したいと考えております。

説明については、以上でございます。

(大山委員長)

それでは、これより、報告に対する質疑を受けてまいります。

(今川委員)

まず1番の夕張市民健康会館に係る指定管理者の指定についてなんですけれども、こちらを公募によらない方法をとることとした理由について、もう少し詳細な説明をお願いいたします。

(教育課主幹)

これまで、市民健康会館運営委員会によりまして、適正な管理が行われていたと評価しています。あと、先ほど説明いたしました施行規則第5条第1項第2号により、地域との結びつきが強い施設ということで、今回の指定に至っております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

給食調理場業務の外部委託について伺います。

一般的に外部委託というと、食の安全についての問題が出てきて、父母の方たちから、そういう問題提起があったりするんですけども、そういったところへの不安に対して、どのようにお考えでしょうか。

(教育課長)

熊谷委員のご質問にお答えいたします。

まず、学校給食に関しましては、学校給食衛生管理基準というのが国で定められておりますので、当然、その基準を守っていただいて、業者に調理業務を行っていただくというのは、もう、当然の前提でございます。また、当方としても、業者選定を行う上で、過去に給食調理業務を経験している事業者、大きな問題を起こしていない事業者等々を選択していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

食の安全というのは、衛生面ではなくて、食品添加物とか、加工済み食品とか、そういったこともあるんですよ。大きな業者さんが入ると、それまでは調理場でつくっていたにもかかわらず、パックに入ったものが配られて、パックをびりっと破って、そこから食べるみたいな、そういうことが大きなまちの学校ではよくあって、そういったことがPTAのお母さんたちの問題意識になっているんですが、その辺は大丈夫なんですか。

(教育課長)

給食の提供に関しましては、あくまで調理業務を業者に委託するのであって、食材の購入、献立表の作成等については、中学校に勤務しております栄養教諭が行うこととなっておりますので、今までと同様の、可能な限り、地産地消という形での食材の提供と、カロリー計算等々も含めた対応をしていくということなので、業者委託によって内容が変わるとかということはありません。

以上でございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

はい。わかりました。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(千葉委員)

現在配置されている調理員さんなんですけども、一応、国の基準で何名と配置されていると思うんですけども、業者委託になった場合にも、その国の基準が適用されるのかどうなののかについて、お願いします。

(教育課長)

国の基準では、たしか 100 人に 1 名の調理員という基準になっておりますが、夕張市の場合、今現在、小中学校合わせまして、おおむね 300 名の児童生徒がいらっしゃって、実際に調理場内で業務を行っているのは 6 名、そのほか、調理場から玄関まで、小学校分を運ぶ等々の外で働く調理員さんを含めると、7 名体制で行っております。

先ほどの条件の中にございましたが、現在の調理員の数と同数以上を確保すると。将来的に、児童数が減ってきた場合については、また考慮する必要性はあるにしても、現段階では、現状以上の調理員数を確保するということは条件提示したいというふうに考えております。

以上でございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

【企画課】

(大山委員長)

それでは次に、企画課より報告を受けてまいります。

(企画課長)

こんにちは。企画課の富永でございます。

私のほうからは、資料に基づきまして、本市が、「集まれっ 夕張 L i k e r s !」として実施いたしました関係人口創出事業モデル事業の実施結果について、ご報告をさせていただきたいと思います。

資料 1 をごらんください。

1 枚目は表紙になってございます。

改めてでございますが、夕張市の関係人口の考え方についてでございますけれども、夕張市地方版総合戦略におきまして、まちづくりに多様な関わりを持ってくれる人材「関わり人口」をふやすことで、住民基本台帳上の人口を補完するとともに、関わりを通して地域を豊かにするための人材を確保する。

また、「関わり人口」をふやして、地域で賄えない「知恵」の修得や新たなネットワークの構築により、「活動人口」の創発的なチャレンジを促して、まちづくり施策を推進していくと、こういったような考え方に基づいて、総合戦略上では「関わり人口」と呼んでおりますが、関係人口創出事業として、本年度、取り組んでまいるということになったものでございます。

下をちょっとごらんいただきまして、夕張の最大人口が、1960 年の約 12 万人ということでございまして、夕張出身者やその家族、夕張勤務経験者、夕張ファンといった方々がたくさんおられて、それに加えてふるさと納税者もおる、こういった状況でございます。夕張に思いを寄せているような、いわば夕張応援団が全国にたくさんいるということで、これらの方々が、夕張の潜在的な関係人口ではないかということで、本年度の事業につきましては、これらの皆様を明確に関係人口として位置づけさせていただいて、夕張好きの「夕張 L i k e r s !」というふうに呼ばせていただいて、実際に地域に入っていただいて、市民とともにまちづくり、地域の活性化を進めていくということを目指しているところでございます。

そういったことに取り組んで、関係人口の皆様と新たな地域再生に取り組んで、新たな地域再生の形として発信することで、課題解決先進地としての夕張をアピールし、夕張市のイメージを変えると。

関係人口の皆様と継続的な関わりをつくっていったって、将来的に緩やかに移住・定住を促していくと、こういったようなことを目標に事業に取り組んでまいりました。

この取り組みについては、平成 30 年度の総務省の「関係人口創出事業」

のモデル事業に採択されて、事業を実施してまいったところでございます。

1枚めくっていただきまして、関係人口を創出するといっても、何かキーとなるテーマが必要ではなかろうかということで、夕張らしいテーマを設けて、関係人口創出につなげていこうというふうに事務局として考えました。

一つ目が、歴史・文化の継承ということで、今年度は、北海道命名150年、夕張の石炭発見から130年、また、126年の歴史を持つJR夕張支線の廃線というものがある、夕張に注目が集まる年ではなかろうかということで、この130年の夕張の歴史の中で、石炭産業の盛衰、炭坑から観光への市政転換、財政破綻、財政再生という、さまざまな夕張の歴史、こういったもの、まちの移ろいというものがありますので、こういったところに着目して、関係人口の皆様と歴史・文化の継承に挑戦していったらどうかというようなテーマを一つ設けました。

二つ目のテーマといたしまして、集落コミュニティの再構築というふうにしてございますけれども、夕張は、人口減少、少子高齢化、財政難の課題先進地であるということで、当然、集落コミュニティの衰退も深刻な課題であろうというふうに考えております。沼ノ沢エリアを舞台にいたしまして、関係人口の皆様の知恵やネットワークを流入していただいて、課題解決の仕組みの構築に挑戦してはどうかと、この二つのテーマを設けました。

一つ目のテーマは、一般社団法人の清水沢プロジェクトと連携して取り組んで、二つ目に関しましては、NPO法人のあ・りーさだと一緒に取り組むという取り組みでございました。

この二つのテーマを命題といたしまして、両法人と連携いたしまして、関係人口の皆様と市民とが一緒になって楽しんで学べるようなイベントやワークショップを開催したというものでございます。

実際に夕張に来ていただいて、イベントに参加していただいた方には、関係人口の証として、関係人口の登録に関する感謝状と、あと、「夕張L i k e r s !」と呼ばせていただきますので、その専用の名刺をお渡しして、実際に関わり実感の醸成とか名刺を活用した夕張の取り組みのPR効果、これの向上といったものを狙うというような中身になっております。

下段でございますけれども、「集まれっ 夕張L i k e r s !」のスキームとございますけれども、関係人口の登録のスキームを説明申し上げます。

一番左の部分が、我々が潜在的な関係人口と捉えている夕張に心を寄せる方々ということで、この方々を、SNSで「夕張L i k e r s !」登録ということで、真ん中あたりのSNS、フェイスブックを活用して、「夕張L i k e r s !」に登録していただこうと。それで、一つ目のテーマの歴史・文化の継承については、真ん中にSNS②とございますが、「みんなでつくる

夕張の記憶ミュージアム」というフェイスブックページを設けまして、それで、SNS③と書いてありますが、集落コミュニティの再構築については、「みんなでたかめる夕張コミュニティ」というフェイスブックページを設けて、ここを「関わりの窓口」として、このフェイスブックページに「いいね！」やフォローをしていただくと「夕張L i k e r s !」に登録できると。それで、この両者を全体的にバックアップするような形で「集まれっ 夕張L i k e r s !」のフェイスブックページも設けさせていただいて、この三つのSNSいずれかに「いいね！」やフォローをしていただくと、「夕張L i k e r s !」に登録されるという仕組みにいたしました。

実際登録していただいて、一番右のところでございますけども、夕張市で行われるイベント等の開催時に、実際に関係人口の方に来ていただいて、市民と一緒に、二つのテーマに沿って、一緒に活動し、楽しく学んで関わるようなイベントに参加していただくと。その際に名刺等を交付するというような仕組みにさせていただきました。

1 枚めくっていただきまして、実際に実施したイベント等につきましてですけれども、一つ目の歴史・文化の継承につきましては、11 月 3 日に貸切列車を走らせたり、10 月末から 11 月にかけて懐かしい写真の展覧会などを実施したり、あと、清水沢まちあるきということで、毎月月一で 8 月から 1 月の間、実施してございます。

イベント②とございますけども、集落コミュニティの再構築に関しましては、市民とともに集落について考えるイベントを開催いたしまして、8 月 3 日から 7 日にかけて、あ・りーさだが廃校を活用した法人でございますので、旧校舎に集まって、地域について考える「学交祭」というものを開催したり、7 月から 1 月にかけて沼ノ沢集落課題検討会議と銘打って、6 回ほど開催してございます。

三つ目の夕張とつながりのある市外の民間事業者の研修プログラムを誘致したりして、地域について考える研修会を開催したというところでございます。

そのほか、「夕張L i k e r s !」の取り組みそのもののPRにつきましても、世界最大の観光イベントと言われている「ツーリズムE X P O ジャパン」というところにPRに行ったり、夕張のふるさと会がございまして、札幌ゆうばり会、東京夕張会、東京大夕張会でのPR活動も行ったというところでございます。

下段でございますけども、こういったイベントなどを通して、あとSNSの発信などを通しての「関係人口創出事業を振り返って」というところでございますけども、成果といたしまして、夕張L i k e r s !（関係人口登録

者数)につまましては、平成 31 年 1 月 31 日時点でございますけれども、281 名、実際、夕張に来ていただいて名刺を交付したという方が 58 名いらっしゃいました。

上記の先ほど申し上げたイベントについて、イベントに参加していただいた夕張 L i k e r s !、関係人口の方々は延べ 152 名と。市民も含めてイベントに参加していただきまして、延べ 800 名の方が関係人口創出に当たってのイベントに参加いただいたということでございます。

今回の関係人口創出事業のポイントとなった点ということで、中段あたりに記載してございますけれども、関係人口創出に当たっては、フェイスブックを登録のツールとして活用させていただいたわけですが、フェイスブックは、ある程度、本人性も担保されておりますし、実際に我々が個人情報を取得して、あなた、関係人口ですねというふうに登録するよりは、フェイスブックを活用したほうが、事務作業的に個人情報を持たなくて済みますので、そういったことも狙ってフェイスブックを活用したわけでございますけれども、実際、結果として、フェイスブック費用はかかりませんので、今後、関係人口創出事業を継続するという点においては、その事業の継続性が担保しやすいのではないかなというふうに考えているところでございます。

あと、関係人口の継続的な関わりについては、受け入れる市民のスタンスとか、まちへの関心が重要ではなかろうかと結果的に考えています。そうすることによって、市外から来られる方にとって、市民が非常に夕張に対して思いがあるなというふうに感じてもらえるようなほうが、市外から来られる方にとって居心地のいい空間であったり、何度も関わってみようという関係につながるのではないかなというふうに考えております。

こういったような市外から来られる方の夕張へのイメージというところをしっかりと継続させるために、関係人口が地域に入っていくやすいように、継続的に活動する市民団体との連携というのが、関係人口の創出に当たっては不可欠ではなかろうかなというふうに考えております。

一番最後の部分ですが、今後の関係人口創出の継続に向けては、今回、夕張市が取り組んだように、きっかけとなるその土地らしいテーマは必須ではなかろうかなと。歴史・文化の継承、集落コミュニティの再構築ということに関して、市外の方の興味を引く、大変引いていたんではないかなというふうに考えております。

関係人口創出のきっかけとなるイベントについても、市民の皆様の参加もいただいたことというのが、関係人口創出の可能性を広げたんではなかろうかというふうに思っています。まちのことをよく知っているような人、この、夕張のここに行けば、こういう人がいるなというふうな、信頼関係とい

いでしょうか、そういったものが市外の方から見えるようになっていて、そういった市外の方から魅力的に映る資源というものが改めて見えてきたんではなかろうかと、こういうところが可能性につながっていくのではないかなというふうに考えております。

そういったことを8月から取り組んでまいりましたが、今後も関係人口の創出については、今回、設定したテーマを引き続き用いて、活用して、関係人口創出をしっかりと続けていきたいというふうに思っておりますし、このテーマに限らず、横展開というものも見据えて、取り組みを続けていかなければならないなというふうに思っております。

また、この関係人口創出事業につきましては、総務省のモデル事業として実施いたしましたので、2月19日に関係人口モデル事業の報告会というものがございましたので、そちらに行って発表してきたものでございます。評価委員の先生からは、関係人口というのは量より質だということで、関係人口の数ではなくて、顔が見えるつながり、これをどれだけ濃いものにしていくかが重要だというようなコメントがあったところでありまして、私どもが実施した、登録いただいた関係人口の方に名刺を配ると、こういったことで顔と名前が一致しますし、また、そういった取り組みも含めて、何度も夕張に足を運んでいただく方も結構おられたという点において、本市の取り組みはいい評価をいただいたのかなというふうに考えております。

関係人口につきましては、当然、一朝一夕で関係を構築できるものではありませんので、実直かつ地道な取り組み、あとは、関係人口そのものの概念が余りこう浸透されていないなというところも実感としてございますので、そういった関係人口の概念の浸透と、そういったところにもしっかりと取り組んでいく必要があるかなというふうに、今、考えているところでございます。

報告については、以上でございます。

(大山委員長)

それでは、これより、報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで企画課を終わります。

【産業振興課】

(大山委員長)

それでは次に、産業振興課より報告を受けてまいります。

(産業振興課長)

おはようございます。

それでは、私のほうから説明させていただきます。

まず、1番、「HAMAMATUカフェ」についてであります。平成28年度地方創生加速化事業として、「幸福の黄色いハンカチ思い出ひろば再生プロジェクト」の一環として、広場敷地内に存在する旧管理人住宅の大幅なリニューアルを行い、物販スペースを併設したカフェスペースとして再生をしたところであります。

このカフェにつきましては、リニューアル効果の最大化を図る上で、運営リスクを解消しつつ、安定的な運営が求められるほか、集客力や人の流れに関する数値的資料の収集も必要となるため、地域おこし協力隊を活用し、自立を前提とした長期的視点の運営が可能であるか、また、将来的な起業、定住につながるかについて、「幸福の黄色いハンカチ思い出ひろばカフェ活用調査事業として調査を行ってきたところであります。

資料1をごらんください。

表の上段が2018年で、下段が2017年であります。

調査の結果といたしましては、ハンカチ広場の入館者数が、2017年は2万4,205人、2018年が1万9,432人と、地震の影響などもあり落ち込んでいる中、カフェの来客数につきましては、2017年は2,689人でありましたが、3,099人にふえております。ただ、売り上げにつきましては、来客者数はふえておりますけれども、2017年が161万4,045円、2018年が155万4,445円と減少したところであります。前年よりも営業日数を73日ふやすことや、販売商品をふやすなど工夫をしてきたところでありますが、1日平均の売り上げ単価は減少となったところであります。その中でも、ことし取り扱いをふやしたお土産については、販売は好調ということでありました。

以上のような調査結果を踏まえまして、協議の結果、施設の維持管理経費や人件費を考慮すると、カフェ単体での運営につきましては、自立や起業等について、非常に厳しいという結論に達したところであります。つきましては、現在、指定管理者により運営をしております「幸福の黄色いハンカチ思い出広場」であります。本年度で指定管理期間が満了となることから、次年度、新たに指定管理者を指定する上で、ハンカチ広場の中にカフェを組み込み、広場全体として管理をしていただこうと考えております。それによって、より効率的な指定管理の運営が行われ、入場者等増加が期待できるものであると見直したところであります。

次に、(2)の「幸福の黄色いハンカチ思い出広場」の指定管理についてであります。

夕張市が財政破綻により、平成19年4月から指定管理制度を活用し、民間企業により管理運営を行ってまいりましたが、平成27年11月をもって指

定管理が返上され、指定管理者の指定取り消しを行ったところであります。

その後、平成 28 年 4 月から 3 年間、現指定管理者であります特定非営利活動法人ゆうばりファンタを指定管理者として選定し、管理運営を行っていたところであります。

その指定管理期間が、本年 3 月末で終了することから、新たに指定管理者を選定することになりますが、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 9 条第 1 項により、現指定管理者である特定非営利活動法人ゆうばりファンタの評価について、評価委員会を設置し、評価した結果、資料 2 の裏面になりますけれども、評価表（総括表）のとおりとなったところであります。

下段に、評価委員会評価・意見とありますが、記載のとおりであり、A 判定という結果から、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項第 5 号、その他市長が特に必要と認めるとき、夕張市公の施設に係る指定管理者指定手続に関する条例施行規則第 5 条第 1 項第 5 号、施設の設置目的及び利用者の立場から見て同一の指定管理者による継続的な管理が望ましいと判断できる場合、及び平成 31 年 4 月から、再度、特定非営利活動法人ゆうばりファンタを指定管理者として指定したいと考えております。

資料 2 をごらんください。指定管理を行う施設についてであります、施設名、幸福の黄色いハンカチ広場、所在地につきましては、夕張市日吉 5 番地 1。

2 番目ですが、指定管理候補者、特定非営利活動法人ゆうばりファンタ、代表理事、上田博和。

指定管理期間につきましては、31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日の 5 年間。

4 の幸福の黄色いハンカチ広場指定管理者評価委員会につきましては、平成 31 年 2 月 21 日の 10 時から、委員が 5 名（外部委員 3 名、内部委員 2 名）により評価を行い、評価表については、別添のとおりとなっております。選定理由につきましては、記載のとおりということでございます。

そこで、3 の指定期間についてであります、現指定期間につきましては、3 年間としておりましたけれども、評価委員会の中でも、指定管理者から、長期間であれば投資もしやすいことに加え、指定管理者から、事業期間についても、集客努力に取り組む中で 3 年では短いとの報告がされたことから、安定的な運営を行うに当たっては、指定管理期間について、5 年が最適であると判断し、平成 31 年度から 5 年間の指定管理期間とすることとしております。

なお、指定管理者の指定につきましては、第 1 回定例市議会に議案として提出することとしておりますので、ご確認をお願いします。

続きまして、(3)の道の駅「夕張メロード」につきまして、まず 24 時間対応トイレの「さわやかクローゼット」の解体について、ご報告させていただきます。

道の駅「夕張メロード」の 24 時間対応トイレ「さわやかクローゼット」、いわゆる紅葉山公衆トイレでありますけれども、現在、解体をしているところであります。1 月 21 日に入札が終了し、工期が 1 月 25 日から 3 月 29 日までとなっております。冬の工事ということもあり、除雪作業を行いながらの作業となることから、少々工事おくれは出ておりますけれども、工期内に終了する予定となっております。

続きまして、②の J R 新夕張駅のトイレについてです。

24 時間対応トイレが利用できなくなっている以来、J R 北海道様に、何とか新夕張駅のトイレを活用させていただけないかとお願いをしていたところありますが、J R 北海道内部でご検討いただき、当面、冬期間の本年 3 月まで利用可能である旨、回答をいただいたところあります。つきましては、駅舎内の一部改修が必要であったことから、この 2 月 9 日の土曜日から使用可能との連絡をいただいたところでありまして、現在、24 時間利用可能となっております。今後、4 月以降につきましても、継続して利用できるよう、今後も協力依頼を行ってまいりたいと考えております。

資料 3 をごらんください。

上の写真が、J R 新夕張駅のトイレですが、夜間は駅に人が侵入しないように、アコーディオンフェンスが設置されたところあります。照明につきましても、24 時間対応としていただいております。

それから、下の写真でありますけれども、道の駅「夕張メロード」店舗に提示する案内表示であります。2 カ国語表記となっております。また、市のホームページ、北の道の駅連絡会ホームページにも、その旨掲載をしております。

続きまして、③の仮設トイレの設置についてであります。当面、J R 新夕張駅のトイレが利用可能となりましたが、4 月以降、繁忙期に入っていく上で、道の駅「夕張メロード」のトイレだけでは、利用される方々にご迷惑をおかけする可能性があることから、道の駅を管轄する北海道開発局に協力の相談をする中で、開発局所有の災害時用仮設トイレを無償でお貸しいただけるとのことであり、雪解けを待って設置することとしております。

仮設トイレにつきましては、簡易式水洗トイレが 3 基のものであり、管理は、さわやかクローゼット同様、道の駅運営協議会が行うこととしておりま

す。

次に、4 番目、観光推進体制の構築について、新観光団体の設立についてであります。夕張観光プロモーション推進協議会の構成メンバーを中心に、新たな観光団体の設立は、10 月をめどとしていたところですが、構成メンバー内での人の入れかわり等あるなど、諸事情によりおくれが出ているところですが、現在、設立に向けての進捗を進めており、4 月 1 日には事業を開始する予定としたところがあります。

まず、名称につきましては、一般社団法人夕張市観光プロモーションとし、事業開始予定は、平成 31 年度 4 月 1 日。

目的につきましては、一般社団法人化することにより、より透明性の高い運営を行う中で、観光事業としての収益も目指すものであり、活動につきましては、今後の観光施設の一元化に向けた、市内観光団体の取りまとめ、観光情報の共有化、情報発信や問い合わせ窓口の一本化、案内看板の整理、観光マップの作成、その他観光推進に関することとしており、安定した運営に向け、地域おこし協力隊を活用しながら、当面、事務局は、市役所産業振興課内とすることとしております。

次に、5 番目の夕張市企業開発促進条例の一部改正についてであります。

資料 5 をごらんください。

夕張市企業開発促進条例の一部改正についてであります。1 の条例の一部改正趣旨につきましては、情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業を追加する必要があることから、同条例第 2 条及び第 4 条の一部を改正するものであります。

内容につきましては、減価償却の特例及び地方税の課税免除、または均一課税に伴う措置の対象業種について、過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正されたことに伴うものであります。

2 の新旧対照表をごらんください。

左側が現行、右側が改正後となっております。情報通信技術利用事業を農林水産物等販売業、それから情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他過疎地域自立促進特別措置法施行令に定めるを、過疎地域内において生産された農林水産物、または当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理をしたものを店舗において、主にほかの地域の者に販売することを目的とするに一部改正するものであります。

つきましては、第 1 回の定例議会に議案を提出するとしておりますので、ご確認をお願いします。

続きまして、6 番目の農業雇用労働力確保につきましては、担当主幹のほ

うから説明させていただきます。

(産業振興課主幹)

おはようございます。

資料 6 をごらんください。

2019 年、来年度からの夕張メロン農業サポーターの推進状況についてですけれども、平成 30 年度から新規事業といたしまして、公営住宅の目的外使用の拡大と、それに伴いまして、住宅の整備、昨年 12 月中旬から全国に募集を開始し、次年度以降の財源確保として G C F を実施した、この 3 本の柱で取り組みをしてきました。

農作業サポーターの募集につきましては、記載のとおり、12 月 14 日から 1 月 6 日まで募集しまして、8 名の方の応募をいただきました。内訳は、ここに記載のとおりでございます。最終的な採用者数は 7 名で、現在、この方々の受け入れのための住宅を紅葉山の市営住宅の空き戸 2 戸、千代田の団地 2 戸、もう一つは、養護老人ホーム紅葉園様の市から譲渡しました旧校長住宅が、今、空き家となっていますので、それを活用して、延べ 7 名の方の受け入れを準備しております。

先日、農協、農業者さんとの打ち合わせの中で、受け入れ農家さんも無事決まり、現在、3 月中旬から、随時受け入れを開始しているという状況になっております。

今現在、整備を進めております住宅の一例ですけれども、紅葉山 63 紅葉 2 L D K の部屋に、このように住宅家具等の設備品を整備しておるという状況でございます。

以上でございます。

(大山委員長)

それでは、これより、報告に対する質疑を受けてまいります。

(小林委員)

何件か、ちょっと確認の意味で質問させていただきますけれども、まず、新観光団体の設立についてということで、若干確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、一般社団法人化することということで、こういうような形ということですが、その活動の部分に、今後の観光組織の一元化に向けた市内観光団体の取りまとめということになっておりますけれども、前にも、昨年もいろいろな形で説明がなされたと思っておりますけれども、どうもこれを見ていると、順番が逆じゃないかなというのが 1 点。法人化することによりという部分、まず一元化に向けたというのが、今後の活動の部分で出ていますけれども、これらがやっぱり、先に来ないと、やはり一元化した中で一般社団法人化するということのほうが筋が通るんじゃないのかなという部分があ

りますので、その見解と。

また、これも一つ確認なんですけれども、市役所内 3 階に産業振興課内、当面ということだけでも、これは社団法人化するときの所在地がそこになるのか、そうでないのかの部分も含めて、ちょっと見解をお聞きしたいと思います。

(産業振興課長)

小林委員の質問にお答えをいたします。

市内観光団体の取りまとめが進んだ後の一元化というほうが筋ではないかというお話ですけれども、一元化のほかにも、やることにつきましては、活動内容、ほかにもたくさんあります。そういう上で、まずは、まず組織を立ち上げ、観光情報の共有化等の活動をしながら、今後、観光団体の取りまとめといいますか、少しずつそういう団体も、この組織に入っていくというような流れでいきたいと考えております。

それから、事務局ですけれども、当面、ただいま地域おこし協力隊を活用しながらということで動いております。当面、産業振興課内にさせていただいた中で、今後、新しい組織が動き出した折には、別の場所ということを考えているところです。

(大山委員長)

よろしいですか。

(小林委員)

まず、その市役所内にとどめているんですけれども、前提として、社団法人化することですので、当然やっぱりそういう形で、そちらのほうに考えていくというのが、これ、前提になるかと思っておりますので、その辺は確認をさせていただきますけれども。

あと、もう一つは、先ほど順番が逆じゃないかという話をさせてもらって、説明を受けたんですけれども、そもそも入り方は、前の説明を受けた中では、夕張に来られる、観光であったり、それから夕張に来ての問い合わせであったりであったり、その中で、それぞれの夕張に、それこそ先ほどの関係人口じゃないですけれども、関わり人口じゃないですけれども、いろんな方が夕張に入ってきてこられる中で、特に観光の部分についても、大事な部分は、そういう中で、ちゃんとした情報が伝えられるかどうかという部分が肝になってくるといふ部分が、私の理解ですけれども、そのような部分の中で、もし、これらをする中では、当然やっぱり一元化したほうがいいわけですので、その辺は今後ともよろしくお願いしたいなと思います。

あと、続けていいですか。これはこれとして、また、もう一つ違う案件でよろしいですか。

(大山委員長)

はい。どうぞ。

(小林委員)

それと、先ほど、農業サポーターの件、私も、昨年の 12 月に雇用労働の関係の部分にかかわっての、この部分についてもちょっとお話をさせていただいたんですけれども、その中で、答弁の中に、元気で意欲のある方という部分での定義で多分募集をされたのではないかなと思いますけれども、これから大事になってくるのは、これは私も、受け入れ農家さんがありますよねと、そういう中でのそれぞれの思いがあって、夕張に入ってこられたのではないかなと推察するところですけども、その中で、今報告の中で、受け入れ農家さんも選定されましたという報告を受けましたので、そこら辺の中で、労働者を受け入れる農家の方と、それから、こういうサポーターという形にかかわっていただく方々のその思いというのが、ある程度一致されたとは思いうんですけれども、その背景、そういう思いと、元気で意欲のある方がそういう中に入って、これから農業のサポーターという形で、どのようなところにかかわっていただくのかというのがありますけれども、そこら辺のマッチは大丈夫だったでしょうか。

(産業振興課主幹)

小林委員の質問にお答えします。

この募集を 1 月 6 日に締め切った後、2 月から、農家さんも一緒に全員と面談をしていただきました。東京、大阪に行った例もありますけども、その中で、正直、つくったサイトを見て、全員が、こう応募をしてくれたんですけども、ここで生計を立てるとか、どちらかというところということではなくて、夕張メロンがどういうふうにして築き上げられたかということと、そこに真剣に取り組む農業者さんと農協職員の思いに共感したというところから入ってきている方、全員でした。

ということは、もともと雇用条件や住宅のフォローの部分というのは補完的な要素であって、やはり、こういうことに共感してくれる方が多くいたなということ、行った農業者さんも含めて、農協職員も含めて共有したところで、それを持ち帰って、農協の役員の方も含めた中に一応報告をして、単に労働力というところではなくて、この人方とどう真剣に向き合うかことで、受け入れ農家さんに依存することなく、やはり市と農協と、この人方 7 名と常に向き合える環境と、フォローする環境をつくろうということを決めて、今、随時受け入れをしていこうとしています。

小林委員が言うように、非常に前向きで元気な方ばかりです。高齢の方ですけども、何か夕張の力になりたいと言って来てくれる方もいますので、私

は、労働力の確保という観点で、この事業を進めたわけではありません。いずれ夕張のことを発信してくれる、先ほどの企画課の報告にもあったように、関係人口から定住ばかりを気にすることなく、夕張に長期にかかわってくれる方の大事なつぼみだと思って、今後、きちんと市役所としても、農業振興協議会の中で、きちんと問題意識を共有した中でしっかり取り組んでいきたいと、そういう思いでおります。

(小林委員)

どうか、その部分が、将来にわたって、どういう形がいいのかというのは、今後も、私は、課題は全くなくて、これでいいよというものではない。これから二次的に課題は出てくるんだろうなと考えております。

特に、こういう農業サポーターではない中でも、ほかの他管内でも、こういう中で仕事をさせてもらいたいとか、こういう形でかかわっていかせていただきたいというお話も、よく他管内でも聞きますけれども、結構、ミスマッチを起こして帰ってしまったという話もよく聞きますので、今後とも、そういうときに受け入れ農家さん、それから行政の持つべき役割、それから、関係機関との、これは、連携は密にとっていただければなと思いますし、当然、農家さんが求めているものとミスマッチを起こしてはいけないし、ただ、今言われたとおりに、単なる労働力ではない中で、可能性もあるかと思しますので、その辺も含めて十二分をお願いしたいと思います。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

資料5の夕張市企業開発促進条例の一部改正について伺います。

現行のウの情報通信技術利用事業というのを削除して、農林水産物等販売業というふうに変わるということだと思ふんですけれども、この情報通信技術利用事業というのを削除した理由というのが、どういったことがあるのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

(産業振興課長)

熊谷委員の質問にお答えいたします。

先ほどの説明の中でもありましたけれども、減価償却の特例及び地方税の課税免除、それから不均一課税に伴う措置の対象業種ということになりました。過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正されたということで、ここに関しましては、過疎地域自立促進措置法でも該当するようなシステムになっております。ここの部分については、そこに該当し、市の条例に該当すれば、市のほうでは減収補填というようなことで、税の補填がされるわけでありま

して、市の歳入確保に向けて、この過疎地域自立促進特別措置法に合わせるということでもあります。

(熊谷委員)

はい。わかりました。

別件で、もう1点よろしいですか。

(大山委員長)

はい。

(熊谷委員)

資料3の24時間トイレのことについて伺います。

臨時的なところで、このように決まって、とりあえずはよかったなというふうに思うんですけれども、やっぱり道の駅はトイレがあるという安心感もあり、そのまちの一面が見られるということで、多くの方が利用するところ です。

今後に向けて、きちんとしたトイレを設置する方向で考えていらっしゃると思うんですけれども、どういう状況なのか、現在。今後に向けて、どんなふうに考えていらっしゃるのか、その辺をお聞きしたいんですが。

(産業振興課長)

済みません、委員長。答弁調整をお願いします。

(大山委員長)

答弁調整のため、暫時休憩いたします。

【休憩】

(大山委員長)

会議を再開いたします。

(産業振興課長)

熊谷委員の質問にお答えいたします。

確かに、24時間対応トイレが利用不可能ということになりまして、現在、JRのトイレ、それから今後、仮設のトイレということで、何とか対応をしていくということになる。ただ、これですっと何年もというふうにはならないということも私どもも考えてはおります。

ということで、今後、道の駅、トイレだけではなく、そのほかにも課題がいろいろとありますので、その中で検討していくということになるかとは思っております。

(大山委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

はい。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(厚谷議長)

お疲れさまでございます。

資料４番で、新観光団体の設立についてというところでございますけれども、この件については、平成２９年８月の行政常任委員会から報告をいただいていた経過によるところだというふうに思います。

それで、進捗については、きょうはお尋ねしませんが、一応、今回、一般社団法人が設立をされるということで、その日程が平成３１年の４月１日ということでございますから、現在の作業の状況をご教授いただきたいなというふうに思っております。

それで一つは、一般社団法人ですから、これは法人登記が必要になってくるとお思いますので、その際の、いわゆる設立時の理事という方は何人ぐらいいらっしゃるのかということ。

それから、所在地というのは、ここにも書いてある事務局がある市役所の３階ということで協議が進んでいるものかどうかと。まず、この点についてお願いいたします。

(産業振興課長)

議長の質問にお答えをいたします。

まず、現在の進捗状況というところであります。最終的に登記がされるまでの間には、いろいろな作業が必要になってきます。現在、その作業を進めているところということになっております。定款等必要になるということになりますので、それも含めて、今作業中ということであります。

それから、発起人という形になりますけれども、現在、まず４名で社団法人の立ち上げをしようということを考えているところであります。

それから、場所についてでありますけれども、法人の場所につきましては、夕張市というような形で、夕張市のどこというような表示にはなりませんけれども、現在、夕張市というようなことで、書類的には進んでいると認識しております。ただ、先ほども質問にもあったように、今後の事務局というか、場所の設置につきましては、今後、またこの中で検討してまいりたいと考えております。

(大山委員長)

よろしいですか。

(理事)

済みません。答弁調整をお願いします。

(大山委員長)

答弁調整のため、暫時休憩いたします。

【休憩】

(大山委員長)

会議を再開いたします。

(理事)

済みません。先ほどの質問で所在地というか、登記する部分ですね、夕張市で登記という話がありましたけれども、その点、確認させていただいてよろしいでしょうか。詳細を確認させていただいて、またご報告させていただきます。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで産業振興課を終わります。

【建設課】

(大山委員長)

それでは次に、建設課より報告を受けてまいります。

(建設課長)

建設課より、夕張市営住宅条例及び賃貸住宅条例の一部改正について、担当主幹よりご説明申し上げます。

(建設課主幹)

それでは、私のほうから、表紙をめくっていただいて資料 1、夕張市営住宅条例及び夕張市賃貸住宅条例の一部改正についてご説明いたします。

今回の条例改正の主な内容につきましては、平成 30 年度中に市営住宅の除却を行っておりますが、おのこの条例に基づく住宅について、条例から戸数の削除をするものであります。

初めに、夕張市営住宅条例の一部改正についてでありますけれども、鹿の谷東丘団地 11 棟 23 戸の除却により管理戸数を減ずるものであります。

続きまして、夕張市賃貸住宅条例の一部改正についてであります。清水沢宮前町、宮コと言われている住宅の 8 棟 32 戸の除却により管理戸数を減じているものであります。

なお、資料 1 の次のページ以降に新旧対照表をつけておりますので、こちらのほうを後ほどご確認ください。

以上です。

(大山委員長)

それでは、これより、報告に対する質疑を受けてまいります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで建設課を終わります。

【土木水道課】

(大山委員長)

それでは次に、土木水道課から報告を受けてまいります。

(土木水道課長)

夕張市水道法施行条例の一部改正についてご説明申し上げます。

資料 1 の改正理由でございます。

技術士法施行規則の一部を改正する省令、平成 31 年 4 月 1 日施行により、水道法施行規則が改正されたことから、あわせて夕張市の条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、2 に記載のとおりでございます。

2 ページ目につきましては、新旧対照表でございますので、ご参照願いたいと思います。

以上でございます。

(大山委員長)

それでは、これより、報告に対する質疑を受けてまいります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで土木水道課を終わります。

【保健福祉課】

(大山委員長)

それでは次に、保健福祉課から報告を受けてまいります。

(保健福祉課長)

保健福祉課より、夕張市健康増進計画「健康ゆうばり 21」の中間評価について説明いたします。

資料をごらんください。

市民の健康増進の推進に関する計画「健康ゆうばり 21」は、健康増進法第 8 条第 2 項に従い、都道府県計画に基づき市町村が策定に努めるものと規定されていることから、本市においては、平成 27 年度に策定しました。

この計画は、市民の健康寿命の延伸や生活の質の向上を目的として、本市の健康づくりの基本方針を定めたものでありまして、生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点を置き、市民が生涯を通じて心身ともに健康に暮らせるまちの実現を目指したものです。

計画の構成ですが、がんや循環器疾患などの生活習慣病の予防、栄養や食生活などの生活習慣の改善、次世代の健康などの機能の維持向上といった三つの取り組みについて 12 領域 28 項目 36 指標の目標値を設定したものです。

計画の期間ですが、国の計画に合わせて、34 年度を終期とし、4 年を目途に中間評価を予定していたものです。

計画の対象者ですが、乳幼児から高齢期までのライフステージに応じた健康増進の取り組みを推進するため、全市民を対象に設定しました。

中間評価ですが、評価の方法は、目標値のほとんどは最終年度に到達するため、未評価であります。策定時の基準値と現状値を分析・比較しました。

評価結果ですが、記載のとおり、目標を達成、または改善傾向があわせて 13 指標、変化なしが 1 指標、悪化が 10 指標、評価困難が 12 指標となります。

悪化が 3 割弱に達していますが、改善傾向等では 3 割台の半ばです。現時点では、データが整わず評価できない項目が 3 割強となります。

主な特徴としては、28 ページのほうをごらんください。カラー刷りの紙があると思うんですが、方法は、青色が目標達成、悪化が緑色になっています。

最初に目標達成部分ですが、②の生活習慣病では、高血圧の方の割合が目標達成、③の部分、40 歳から 74 歳において、運動習慣者の割合に係る目標達成などの特徴があります。

一方では、②の糖尿病の病識者の割合が目標未達成、これは緑色ですね。③のアルコール飲酒量が多く、生活習慣病のリスクを高める方の割合が目標未達成、これも緑色です。

あとは重点的な取り組みとしましては、糖尿病性腎症重症化プログラムに基づく糖尿病未治療者への受診勧奨や重症化リスクが高い方への保健指導のほか、野菜の摂取や適正飲酒の啓発、心の問題への取り組みなどについて、今後、重点的に進めたいと考えています。

以上で説明を終わります。

(大山委員長)

それでは、これより、報告に対する質疑を受けてまいります。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

これより、昼食休憩に入り、午後 1 時から会議を再開いたします。

【休憩】

(大山委員長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

【市民課】

(大山委員長)

それでは、市民課から報告を受けてまいります。

(市民課長)

市民課から 2 点ほどご報告申し上げます。

まず、夕張市楓生活館の廃止についてであります。楓生活館は、昭和 62 年 12 月に建設し、また、平成 18 年から指定管理者制度を活用し、管理運営を行ってきているところでございます。

今般、指定管理者である楓生活館運営委員会より、地域、会員の世帯数が少なく、高齢化しているため、楓生活館を利用する機会が余りなく、加えて雨漏りなど、施設の老朽化も見られることから、現協定で終了し、新たな指定管理者とはならず、楓生活館を使用しないとの意向があったものであります。

なお、町内会等の活動につきましては、地域で親しまれており、中心的な役割を担っているお寺等の建物を活用しながら行っていくとのことです。

また、本地区において、今後、急激な人口動態の変更等も予見することができないことから、今後、生活館としての活用が見込まれず、楓生活館を本年 4 月 1 日付で廃止するものでございます。

次に、生活館等 8 施設、千代田コミュニティセンター及びはまなす会館の指定管理についてでございますが、現在の指定管理者は、指定管理の期限が平成 31 年 3 月 31 日であることから、次期 4 月以降の指定管理者の候補者を選定するものでございます。いずれも地域の町内会、運営委員会もしくは施設の設置目的に合致した事業を実施している団体が指定されており、今後も引き続き指定管理による管理を行う意向を確認しているものでございます。

指定管理者の候補者の選定方法についてでございますが、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項第 5 号を適用し、公募によらない指定管理者の候補者の選定を行うものです。

その要件は、生活館等 8 施設及び千代田コミュニティセンターにつきましては、同条例施行規則第 5 条第 2 号の規定「地域との結びつきの強い施設で、

地域の町内会等を指名する場合」を適用するものです。いずれも町内会、運営委員会ともに住民の平等な利用の確保及びサービスの利用が図られ、施設の効用を最大限に発揮されており、他に候補者として選定を阻む理由がないものでございます。

また、はまなす会館につきましては、住民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図ることが目的であり、現指定管理者が地域住民を雇用し、地域と密着した運営を行っていること、さらには、障害者の就労支援、デイサービス事業を行っていることから、事業の継続性が求められているものであり、同条第5号の規定「施設の設置目的及び利用者の立場から見て同一の指定管理者による継続的な管理が望ましいと判断できる場合」に該当するものであり、他に候補者として選定を阻む理由がないことから、今後、評価委員会を開催した上で候補者としての可否を決定するものです。

指定管理期間についてであります。現行と同じく生活館8施設及び千代田コミュニティセンターは、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間、はまなす会館は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とするものでございます。

今後の指定までのスケジュールでございますが、2月中旬までに各団体から各施設の指定申請書及び関係書類を受け、指定管理者の候補者の選定を行い、3月の定例市議会において、指定管理の指定についてお諮りするものです。

以上です。

(大山委員長)

それでは、これより、報告に対する質疑を受けてまいります。

(千葉委員)

生活館等8施設の指定管理の件なんですけども、今現在、意向確認調査を行っているということでもありますけども、その意向確認調査をするに当たり、今現在指定されている管理者のほうから維持管理費等々のことについての要望意見等が出されているかどうか等について伺いたいと思います。

(市民課長)

運営費の補助云々につきましては、従前から、指定管理が始まった段階からそういうお話があったということで、現在まで、平成22年には法定の検査費用、そして平成26年からは水道・電気の基本料等を支援してきている状況でございます。ただ、今現状においては運営費が厳しいというお話をいただいておりますけれども、お互い協議の中で、何とか現状の形の中で、運営についてお互い協議しながらやっていこうという、そういうお互いに意思疎通を図ってきているところでございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

(千葉委員)

はい。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで市民課を終わります。

【総務課】

(大山委員長)

それでは次に、総務課から報告を受けてまいります。

(総務課長)

ご苦労さまです。

総務課からは、お手元に配付しておりますプリントのとおりでございます。

総務課として2点、選挙管理委員会事務局として1点、報告申し上げます。

まず、1点目、2点目ですが、夕張市職員給与条例の一部改正について及び夕張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部改正について、2点についてご説明申し上げます。

資料をお開きください。別紙1は、夕張市職員給与条例の一部改正についての説明資料でございます。

改正の趣旨でございますが、平成30年国家公務員の給与勧告、すなわち人事院勧告に基づき国家公務員の給与に関する法律が一部改正されました。このことに伴い、慣例に従って夕張市職員の給与条例も国家公務員に準じ一部を改正しようとするものでございます。

条例の改正の内容ですが、この裏に人事院勧告による給与勧告の骨子を添付してございます。後ほどお読みいただければというふうに思いますが、この給与勧告の骨子の中で、夕張市の職員給与にかかわる改正の部分は2点でございます。

まずは基本給、月例給の部分でございます。今回の国家公務員の給与に関する法律が一部改正されたわけですが、勧告に従って、引き上げ率平均0.2%の引き上げという勧告がなされ、国家公務員は、その勧告に従って給与改定がなされているものでございます。本市においても、行政職（一）表において、勧告の趣旨を踏まえ、初任給については1,500円、若年層についても1,000円程度の基本給の改定を行うものでございます。なお、その他の

年齢層についても 400 円程度の引き上げを基本とするものでございまして、これにより国家公務員に準じ基本給の平均改定率は 0.2%となるものでございます。

次に、民間のボーナスに準じます公務員の期末勤勉手当でございますが、これも勧告の中身からしますと、民間の支給実態に見合うように、支給月数を年間 4.40 月から年間 4.45 月にすると、0.05 月引き上げるという勧告がなされているものでございます。本市にあっては、この国家公務員の給与改定に準じて年間 0.05 月を引き上げようとするものでございます。

この期末勤勉手当の支給月数については、開いていただいて、給与勧告の骨子 2 の給与改定の内容と考え方のボーナスという欄の一般の職員の場合の支給月数という表がございまして。これをごらんいただきたいんですが、期末勤勉手当、合わせて年間 4.40 月が 4.45 月となるものでございますが、今回の勧告に当たっては、6 月に支給する期末勤勉手当、12 月に支給する期末勤勉手当、どちらも支給月数は同月ということになりましたので、この点をお含みおきいただければというふうに思います。

次に、この給与条例の改正に伴う効力の実施時期でございますけれども、平成 30 年 4 月 1 日に遡及して実施するものでございまして、改定に伴う基本給の差額分、あるいは期末勤勉手当の差額分は、条例改正後、本年 3 月の給与にて支給するというふうに考えてございます。

次に、関連して、2 点目の夕張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部改正についてでございます。

1 点目で申し上げましたとおり、夕張市の職員の給与にあっては、国家公務員に準じながら改定を行ってきているものでございますが、この条例を改正する場合、企業職員の給与以外の夕張市職員の給与条例と水道事業会計を主とする企業職員の二本立ての条例になってございます。ですから、職員の給与の条例を改正するとなると、夕張市職員の給与条例の改正と今申し上げている企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の、この 2 条例を同時に改正しなければならないという事務作業が出てまいります。

今回の改正においては、夕張市企業職員の給与の支給にあっては、何ら一般職員と変わらないものでございまして、一般職員に準じて行っております。したがって、一般職員に適用される給与条例等とは別の条例によって運営されている、この部分を改正し、自動的に、一般職の給与条例が改正されると同時に、この企業職員の条例の部分も、それに準じて適用させるという改正でございます。この条例も、一般職と同様、平成 30 年 4 月 1 日に遡及して行おうとするものでございます。

次に、3 点目ですが、選挙管理委員会事務局としてご報告申し上げます。

表題のとおり、各級選挙投票日当日におけます投票所の投票終了時刻の繰り上げについてでございます。

各級選挙における投票所の開閉時間は、現在、公職選挙法第 40 条第 1 項により定められているものでございまして、本市にあっては、午前 7 時に投票所を開き、午後 8 時に閉じるということになってございます。

ただ、公職選挙法第 40 条第 1 項を記してございますが、ここのただし書きをごらんいただきたいと思います。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要であると認められる特別の事情がある場合または選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情がある場合に限り、投票所を開く時刻を 2 時間以内の範囲内において繰り上げもしくは繰り下げ、または投票所を閉じる時刻を 4 時間以内の範囲内において繰り上げることができるということにされております。

そこで、本市における投票日当日の投票時間とそれに伴う投票数を直近 3 カ年における各級選挙で表に記してみました。平成 27 年 4 月 12 日に執行された北海道知事選挙、平成 28 年 7 月 10 日に執行された参議院議員通常選挙、平成 29 年 10 月 22 日に執行された衆議院議員総選挙、この部分を見ますと、午後 7 時から午後 8 時までの各投票所における投票者の一覧を示したものでございます。率にして、直近の衆議院選挙では、この終盤の 1 時間で上積みされた投票率は 1.26%ということになってございます。一方、期日前投票の状況ですが、表をごらんのとおり、各級選挙を行うごとに、期日前投票の投票率が伸びているという状況が、この表を見ておわかりいただけるものというふうに思います。したがって、有権者たる市民の利便性が、期日前投票の投票率の伸びからも見て、十分にこの利便性が確保されているものというふうに選挙管理委員会では判断いたしました。

したがって、今回の 4 月 7 日実施の北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙から、夕張市の全投票所については、その投票所の閉じる時間を 1 時間繰り上げて、午後 7 時までということにするということで選挙管理委員会の決定を見たところでございます。

したがって、今後の各級選挙の実施に当たっては、各投票所、全投票所については、午前 7 時開所、午後 7 時閉所ということになるということでございます。なお、市民周知に当たっては、今後、広報ゆうばり等を通じて、広く市民に周知をしていくということでございます。

総務課からは以上です。

(大山委員長)

それでは、これより、報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで総務課を終わります。

【財政課】

(大山委員長)

それでは次に、財政課からの報告についてであります。この場合、(1)、(2)と(3)、(4)を分割して受けてまいります。

それでは、(1)、(2)についてお願いをいたします。

(財政課長)

お疲れさまです。

財政課からは、報告事項4点のうち、今お話があったとおり、2点について、まずは一括でご説明申し上げます。

まず、報告事項の1点目、夕張市財政再生計画の変更について説明を申し上げます。

今回の変更につきましては、委員の皆様ご承知のとおり、当該年度予算の補正及び新年度当初予算に係るものをあわせて行います。また、今現在、国、北海道と変更に係る協議を行っている最中であることから、今後内容に修正が生じる可能性があることをご留意願います。

まず、資料1-1、こちらは平成30年度予算の補正に係る再生計画の変更内容になります。

変更の基本的な考え方としましては、昨年12月に行った平成30年度第4次変更以降に生じた新たな課題に対応するものであり、必要となる財源につきましては、国道支出金や地方債等の特定財源を活用するため、財政計画の変更はないものでございます。

それでは、歳出より説明申し上げます。

変更総額は3億2,941万8,000円です。今回の計画変更は、1番から49番までの項目がございしますが、変更内容が同一のため、一括説明可能なものが多いことから、まず、その部分から説明させていただきます。

まず、事業費の増減はありませんが、事業の財源を振り替えたものについて、既に予算措置されている事業につきまして、過疎対策事業債、いわゆる過疎債のソフト分の追加発行が認められたことから、幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から過疎ソフトに財源振替を行ったものといたしまして、6番、不用公共施設除去、10番、炭層メタンガス試掘調査事業、17番、緊急通報システム運用、18番、仮設交通ハブ施設管理、23番、初期救急確保対策、37番、スクールバス運営、38番、高校生通学費給付、41番、石炭博物館管理。

同じく一般財源から過疎ソフトに財源振替を行ったものといましては、11 番、空き家対策事業計画策定、16 番、結婚新生活支援事業、19 番、高齢者住宅福祉除雪事業、28 番、水田遊休地の有効利用対策事業、31 番、紅葉山公衆便所解体工事が上げられます。

次に、北海道からの道支出金の歳入が見込まれたことから一般財源との財源振替を行ったものといましては、24 番、有害鳥獣駆除、29 番、林業専用地整備。

さらに、9 番の都市拠点施設整備事業、いわゆる拠点複合施設の整備事業につきましては、企業版ふるさと納税の意向があったことから、地方債から企業版ふるさと納税に財源振替を行っております。

次に、科目の性質を維持補修費から災害復旧費に変えたものにつきまして、これも一括で説明いたします。7 番、本庁舎修繕、20 番、老人福祉会館等修繕、34 番、市営住宅修繕、39 番、中学校校舎修繕、以上の 4 事業につきましては、昨年 9 月の震災により被害を受けまして、同年 12 月の計画変更にて維持補修費として措置した科目ではございますが、起債、災害復旧事業債の借入れが可能となったことから、科目の性質を災害復旧事業費に変更するとともに、財源を一般財源から災害復旧事業債に振り替えたものでございます。

なお、39 番の中学校校舎修繕は、74 万 4,000 円の修繕を新たに追加するものでございます。

次に、これからは事業費の増減があるものの説明に入ります。

原油の高騰等により、所管で管理を行う施設の燃料費や光熱水費の予算に不足を来す見込みがあり、計画に経費を追加するものといまして、21 番、市民研修センターに係る光熱水費、25 番、墓地葬斎苑管理に係る燃料費、26 番、共同浴場管理に係る燃料費の 3 事業がございます。

また、人事院勧告による給与、手当の引き上げに係る特別会計への繰り出しに係るものといましては、13 番、国民健康保険事業会計繰出金 19 万 5,000 円、14 番、介護保険事業会計繰出金 274 万 3,000 円、15 番、後期高齢者医療事業会計繰出金 8 万 6,000 円、22 番、下水道事業会計繰出金 11 万 1,000 円の 4 項目でございます。なお、介護保険事業会計繰出金につきましては、介護給付費及び特別対策事業費が増加したことによる繰り出しの増加分も含まれてございます。

一括の説明の最後になりますが、国庫補助、道補助金の過年度過誤納還付金に係るものといましては、42 番、臨時福祉給付金等給付事業費補助金 20 万 7,000 円、43 番、経済対策臨時福祉給付金給付事業費補助金 582 万円、44 番、臨時福祉給付金等給付事務費補助金 41 万 5,000 円、45 番、経済

対策臨時福祉給付金給付事務費補助金 301 万 8,000 円、46 番、地域居住機能再生推進事業費補助金 150 万 1,000 円の 5 項目でございます。

以上、変更内容が同様の項目につきまして、一括で説明させていただきます。

次に、それ以外の項目につきまして、改めて番号の 1 番から説明させていただきます。

1 番、非常用電源整備 708 万 5,000 円。こちらは、昨年 of 北海道胆振東部地震の際に発生したブラックアウトにおきまして、既存の自家発電機の稼働に限りがあったことから、今後の災害対策として非常用電源を整備する経費を追加するものでございます。

2 番、普通退職に伴う退職手当 1,233 万 6,000 円。こちらは、30 年度中の自己都合による退職に伴う 3 名分の退職手当に係る経費を追加するものでございます。

3 番、幸福の黄色いハンカチ基金積立 2 億 5,694 万 5,000 円。今年度中に採納が見込まれるまちづくり寄附金を幸福の黄色いハンカチ基金に積み立てる経費として、既に予算化されている分を差し引いた額を追加するものでございます。

4 番、奨学基金積立 6 万円。奨学資金の早期償還があったために、この分を基金に積み立てるための経費を追加するものでございます。

5 番、不用品販売委託 11 万 1,000 円。旧石川コレクション館収蔵品の今年度分の売却金額が確定したことから、売却金額の 34% に当たる分を委託経費として追加するものでございます。

8 番、幸福の黄色いハンカチ基金助成。特定団体への寄附があったことから、この指定に基づいて、この団体への助成を行う経費を追加するものでございます。671 万 6,000 円、こちら全額 N P O 法人ゆうばりファンタとなります。

12 番、住基システム連携委託料。こちらは、戸籍電算化システムの導入に当たり、市の住基システムとの連携に要する経費を 30 年度の当初予算に計上しておりましたが、31 年度でなければスケジュール的に作業が困難な部分があることが判明したため、その部分を今年度の経費から減額するものでございます。

飛んで 27 番、真谷地リサイクルセンター選別施設修繕。こちら、リサイクルセンターの選別施設の天井が老朽化により破損したことから、該当箇所の修繕経費を追加するものでございます。

30 番、高松井ポンプ室に係る電気料 32 万円。こちらは、市内のホテルに源泉を供給するために稼働させていた高松井のポンプ室の電気料につきまし

て、それまで受益者が負担しておりましたが、北海道胆振東部地震により、それ以降の源泉供給が困難な事態となっていることから、地震以降の電気料を市が負担する経費を追加するものでございます。

32 番、33 番、こちら、橋梁長寿命化計画事業。こちらは、補助対象事業費の枠内で優先順位の高い橋梁の補修を行う必要があることから、32 番で橋梁の点検委託物件費を減額し、その部分を 33 番、橋梁補修工事費普通建設事業に追加するものでございます。

35 番、除雪委託料 2,352 万 6,000 円。こちらは、平年を大幅に上回る今年度の降雪により除雪委託料の不足が見込まれるため、不足分の経費を追加するものでございます。

36 番、消防団員退職報償金 282 万 4,000 円。こちらは、今年度中の消防団員の退職につきまして、当初の見込みを上回る状況であることから不足分を計画に追加するものでございます。

40 番、文化スポーツセンター自動火災報知設備更新。文化スポーツセンター施設内自動火災報知設備につきまして、ふぐあいが生じていることが判明したことから、該当箇所の交換を行う経費を追加するものでございます。

47 番、富野生活館災害復旧事業 67 万 7,000 円。北海道胆振東部地震により生活館の天井と浄化槽が破損し、修繕が必要となったことから、該当箇所の修繕経費を災害復旧事業費として追加するものでございます。

48 番、文化スポーツセンター器具庫災害復旧事業 56 万 2,000 円。同じく震災により施設の器具庫、屋根が破損したことから、該当箇所の修繕経費を災害復旧事業費として追加するものでございます。

最後、49 番、ゆうばりテニスコートクラブハウス災害復旧事業 151 万 2,000 円。こちらでも震災によりテニスコートのクラブハウスの階段、手すり、歩板等が破損したことから、該当箇所の修繕経費を災害復旧事業費として追加するものでございます。

次に、歳入でございますが、歳出の計画変更に伴い、その財源として、これまで説明を行ったとおりの計画変更を行うものでございます。一般財源の不足分は、財政調整基金繰入金 2,013 万 2,000 円で措置するものでございます。

続きまして、資料の 1-2、A3 の資料になりますが、こちらは新年度、平成 31 年度の計画変更に係るものとして、現在の財政計画との増減調整を示しているので、ご参照いただきたいと思いますと考えております。前計画と比較して、歳入歳出とも総額で 6 億 1,113 万 7,000 円の増となっております。

この主な要因といたしまして、歳出内訳の普通建設事業の増減をごらんいただくと、約 5 億円の増となっているのがわかると思います。もともとの財

政再生計画では、拠点複合施設建設工事の経費を 30 年度と 31 年度において、ほぼ五分五分として配分していましたが、実際の施工において工事費が 31 年度に片寄せとなったことから、現計画との乖離が生じたのが大きな理由でございます。

資料 1-3 に関しましては、31 年度の計画変更において、現計画の 31 年度分に計上されていない新規の内容を変更分として一覧表示しているのも、これもお参照いただきたいと思いますと考えております。

続きまして、資料の 2 番目、平成 30 年度予算の補正について、ご説明申し上げます。

資料 2 の 1 ページは、一般会計の繰越明許費の補正を示しております。

2 ページは、一般会計の地方債の補正を、3 ページは、介護保険事業会計における地方債を示してございます。ここで、3 ページに数字の訂正がございました。介護保険事業会計、限度額 50731 と記載しておりますが、51091、5,109 万 1,000 円に訂正をお願いいたします。

4 ページにつきましては、先ほど説明した財政再生計画変更に基づく一般会計の款別の補正額について計上しております。補正総額は、計画変更と同額の 3 億 2,941 万 8,000 円でございます。財源は、国道支出金が 415 万 7,000 円、地方債が 1 億 1,380 万円、その他 1 億 9,111 万 6,000 円の内訳は、企業版ふるさと納税を含めた寄附金が 2 億 5,834 万 5,000 円、不用品売払収入が 11 万 1,000 円、貸付金償還金が 6 万円、報償金受入金が 282 万 4,000 円、基金繰入金がマイナスの 7,022 万 4,000 円となるものでございます。一般財源は、財政調整基金繰入金で措置いたします。

5 ページから 12 ページは、一般会計の事項別の明細となります。このうち、黒丸がついているものは、一般会計において款項別に計上された人件費の補正でございますが、全て合計するとプラス・マイナスゼロとなり、人件費という性質の中で、額の変更、財源の変更、いずれもないことから、さきに述べた財政再生計画の変更には含まれていないものでございます。

そのほかの白丸の項目は、財政再生計画の変更内容と同一のため、説明は割愛させていただきます。

ページ飛びまして 13 ページ、国民健康保険事業会計の補正につきましては、共同電算処理システム改修のために国保連に支払う負担金 10 万円のほか、人事院勧告に伴う給与、手当の増、国費、道費の過年度過誤納還付金を計上するものでございます。財源は、道補助金の特別調整交付金のほか、一般財源は一般会計繰入金及び国保準備基金からの繰入金で措置するものでございます。

14 ページ、公共下水道事業会計の補正につきましては、人勧に伴う給与、

手当の増を計上するものでございます。財源は、一般財源として一般会計繰入金で措置するものでございます。

15 ページ、介護保険事業会計の補正につきましては、既に予算措置されております介護保険システム改修につきまして、国庫補助金が見込まれる見込みとなったことから、一般財源との財源振替を行うものでございます。また、人勧に伴う給与、手当の増、保険給付費が当初予算を超える見込みのため、不足分の補正を行うものでございます。財源は、国費、道費、支払基金の増額のほか、財政安定化基金貸付金の借り入れを行い、一般財源のほうは、一般会計繰入金、介護保険準備金繰入金を増額補正するほか、介護保険料収入は減額となるものでございます。

16 ページ、後期高齢者医療事業会計の補正につきましては、人事院勧告に伴う給与、手当の増を計上するものでございます。財源は、一般財源として一般会計からの繰入金で措置するものでございます。

補正予算の最後、水道事業会計は、担当の課長のほうから説明申し上げます。

(土木水道課長)

それでは、水道事業会計 3 月補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、年度末までの執行見込みによる補正でございます。

初めに、水道事業会計補正予算調書 1 ページ、地方債補正について、配水施設整備事業実行見込み及び災害復旧事業債借り入れに伴い、限度額等を補正しようとするものでございます。

次に、2 ページ、収益的収入及び支出の補正についてご説明申し上げます。水道事業収益については、営業収益を初め、各収益についての実行見込みにより、それぞれ補正しようとするものでございます。

次に、3 ページ、水道事業費、営業費用の主な補正でございますが、給与改定に伴う人件費及び配水及び給水費の修繕を増額するほか、各経費について、実行見込みによりそれぞれ補正しようとするものでございます。

その結果、収益的収入及び支出の補正後の経常利益は、税込みで 419 万 8,000 円の増益となるものでございます。なお、下段に記載している説明のとおり、水道事業費第 4 項特別損失に計上している災害による損失 148 万 6,000 円の財源として、災害復旧事業にかかわる企業債 80 万円を借り入れるものでございます。

次に、4 ページ、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の企業債及び資本的支出の建設改良費について、実行見込みによりそれぞれ補正しようとするものでございます。その結果、資本的収入から支出を差し引いた不足額は 1 万 9,000 円の増額となるものでございます。

以上で水道事業会計補正予算の説明を終わります。

(大山委員長)

それでは、これより、報告に対する質疑を受けてまいります。

(本田委員)

資料 1-1 の再生計画変更についてですが、1 番目、非常用電源整備ですが、非常用電源を整備する経費を追加するというふうにあります。積算根拠といえますか、何台、どこに、どのような整備をするのか教えてください。

(土木水道課長)

この自家発電機につきましては、2 台発電機を考えております。これについては、本町地区、清水沢地区に 1 台ずつ配置して、非常用の動力的な電源確保と予定しております。

(本田委員)

わかりました。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(本田委員)

同じく 36 番、消防団員退職報償金について、当初の見込みを上回るということですが、当初の見込みは何人で見込んでいて、実際には何人の支給になるということなのかの詳細を教えてください。

(消防本部総務課長)

当初 5 名の団員の退職の見込みを予定していたんですが、今回、昨年死去されました中央・末広分団副分団長、氏家孝治さんの退職報償金、そのほか自己都合の方が 4 名おまして、それに伴う退職報償金を計上させていただいております。

以上です。

(本田委員)

わかりました。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

資料 1-1 の 2 番です。自己都合で 3 名分の退職手当ということなんですが、何歳ぐらいの方たちが 3 人おやめになったのか教えていただけますか。

(総務課長)

何歳であるかという質問でございますが、詳細についてはここでちょっと申し上げることはできませんけれども、主査級 40 代の職員が 1 名、20 歳代の職員が 1 名、30 歳代の職員が 1 名ということで、いずれも若年・中堅層

職員ということでお答えさせていただきたいと思います。

(大山委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

はい。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(厚谷議長)

お疲れさまです。

資料 1-1 の 9 番です。都市拠点施設整備事業ということで、こちら、財源振替なんですけれども、企業版ふるさと納税の意向があったということで、企業版ということになりますと、地域再生計画に計上するということになると思うんですけれども、現行拠点施設の地域再生計画が金額的に変更になるものなのか、それとも新たに、この 1,400 万円を投じる事業について、地域再生計画の認定を求めているのかということについて伺います。

(財政課長)

あくまでも事業規模の大小はございません。財源内訳の変更になります。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、1、2 について質疑を終わりたいと思います。

続きまして、3、4 について報告をお願いいたします。

(財政課主幹)

皆様、お疲れさまです。

資料 3、鹿の谷公衆便所ネーミングライツスポンサーの公募と専決処分につきましてご報告いたします。

まず、資料 3、鹿の谷公衆便所ネーミングライツスポンサーの公募についてご説明いたします。

本件につきましては、平成 31 年度において鹿の谷公衆便所を開設するに当たり、市民や観光客が快適にトイレを利用できるよう、歳入確保の取り組みとしてネーミングライツスポンサー企業（法人）を募集するものであります。

財政再生計画による施設のあり方の見直しによって、平成 19 年度末で閉鎖となりました鹿の谷公衆便所につきましては、石炭の歴史村博物館やスキー場など観光地に近い立地条件であることから、閉鎖による悪影響がないか

ということを懸念した地元住民からの再開要望が強く、総務省と当時協議をいたしまして、市の財政負担を伴わない方法として、施設などの名称をつける権利であるネーミングライツの活用により管理費相当額を確保した上で、平成 21 年度以降、ゴールデンウィークころから 10 月末ごろまで約 6 カ月の期間限定で開設しているところであります。

今般、現在のスポンサー企業であります株式会社 L I X I L さんとの契約が平成 30 年度末をもって終了いたしますので、31 年度も引き続きまして、鹿の谷公衆便所を開設するための公募をいたします。

募集期間につきましては、2 月 20 日から 3 月 13 日午後 5 時までとしております。

新たなネーミングライツスポンサー契約によるトイレの開設期間は、例年同様 5 月から 10 月下旬ごろまでの 6 カ月を基本として考えております。

契約金額につきましては、年額 36 万円を基本とし、維持管理経費がその基本額を超えることになった場合には、その差額につきましても負担いただくこととしております。

周知方法につきましては、夕張市ホームページに掲載するとともに、広報ゆうばり 3 月号にも掲載することとしております。なお、ホームページの掲載内容につきましては、報道各社へプレスリリース資料として配布しております。従来にも増して周知方法については工夫をしておりますので、より多くの企業、法人の方々へ協力の呼びかけを行っているところであります。

最後になりますが、過去 10 年間のスポンサー企業の推移につきましては記載のとおりであります。

以上で資料 3 の説明を終わります。

引き続きまして、資料 4、専決処分の報告について、ご説明いたします。

本件は、平成 30 年度夕張市若年層・女性向け低家賃民間住宅建設費助成金事業者として採択されました株式会社イーストへ、本市が 8 月 21 日付で売却いたしました若菜 2 番 46 の土地におきまして、同社が共同住宅建設基礎工事を実施した際に、地中に埋まっていたコンクリート片や瓦れきなどが工事実施に支障を与えたことに対しまして、公有財産売買契約書第 9 条の規定による土地の瑕疵により生じた損害賠償額を定めることにつきまして、平成 31 年 1 月 10 日、市長において、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により、直近の市議会である平成 31 年第 1 回定例市議会において報告させていただくものであります。

損害賠償の額につきましては、17 万 5,000 円、損害賠償金につきましては、既に支払い済みでございます。

本件の瑕疵が生じたことによりまして工事のおくれはないと聞いておりま

す。建物 2 棟 16 戸につきましては、3 月上旬に引き渡し予定と聞いております。

以上で説明を終わります。

(大山委員長)

それでは、質疑を受けてまいります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財政課を終わります。

【産業振興課】

(大山委員長)

それでは、引き続きまして、先ほどありました産業振興課からの新観光団体の設立について、再度答弁を求めたいと思います。

(産業振興課長)

先ほどの議長からの質問の中で、新団体の住所について、ご質問があったところでありますけれども、私、住所としては夕張市でというようなお話をさせていただきましたが、登記に関しましては、主たる事務所につきましては、細かなところまでを記載しなければならないということになります。

ということになりますので、その部分に関しては、今現在、どこに置くかということについては、まだ未定ということでありますけれども、登記するまでには、ここは整理をしたいということでございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

(厚谷議長)

はい。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、産業振興課を終わります。

【閉会】

(大山委員長)

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

以上で行政常任委員会を閉じます。大変お疲れさまでした。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名又は押印する。

夕張市議会行政常任委員会

委員長 大山修二 印